

会 議 録

1 会議名

令和6年度 第1回三郷区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

○協議事項（公開）

- (1) 会長、副会長の選任
- (2) 地域協議会の運営について
- (3) 地域協議会だよりの編集方法について
- (4) 自主的審議事項の提出方法について

○報告事項（公開）

- (1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について

3 開催日時

令和6年5月28日（火） 午後6時30分から午後7時42分まで

4 開催場所

三郷地区公民館 集会室

5 傍聴人の数

1人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）の氏名（敬称略）

- ・ 委員：稲葉恵子、稲葉里美、上原忠勝、梅川康幸、片山泰幸、小竹剛志、
小山和美、竹内 望、竹田真美、保坂裕子、和田健志、渡部知世
- ・ 事務局：南部まちづくりセンター 大島所長、小池副所長、石黒係長、萬羽主任

8 発言の内容

【萬羽主任】

- ・ 配布資料の確認

5月8日の地域協議会委員任命書交付式を欠席した委員もいるため、開会に先立ち、地域協議会に関する簡単な説明を行う。

【大島所長】

- ・資料No.1により説明

まず1ページ、現在市の全域に28の地域自治区があり、地域自治区はそれぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを実現するために設置したものである。平成17年の市町村合併を機に、旧町村の範囲を単位とした13の地域自治区を設置し、その後、この制度を普遍的な制度として位置付け、平成21年10月に合併前の上城市にもおおむね昭和の大合併前の15区域に地域自治区を設置することで、市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えた。

地域協議会とは、具体的にどのような機関で、どのような役割を持っているのかということについては、4ページをご覧ください。地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民同士が地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域の団体などとの連携調整により取り組むほか、市長に意見として伝えることなどを行う機関である。

次に8ページ、地域協議会の具体的な役割である自主的な審議と諮問答申についてである。まず、自主的な審議とは、自主的な判断で地域の課題や地域の活性化などについて地域住民としての観点から話し合うことである。9ページに自主的な審議の流れを示しており、まずは委員の皆さんが日々の暮らしの中で気づいた地域の課題や地域の集まりなどで話題となった困りごとなどを地域協議会で共有することがスタートとなる。その後、地域協議会として話し合うこととした場合、関係者からの情報収集や意見交換などを踏まえながら、課題の解決策を話し合うという流れになる。課題の解決策の実現に向けた手段としては二つあり、一つ目は地域の団体などと連携を図り地域内での解決に向けて取り組むこと。もう一つは地域の中だけでは対応することが難しく、市の制度や事業の創設または変更などが必要な場合に、市に実現を求めるため市長に意見書を提出することができる。

続いて10ページは、諮問・答申についてである。諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、市議会にかかる案件などについて、地域協議会に意見を求めるものであり、具体的には区内の集会施設などの公の施設を設置または廃止する場合や施設の休館日、開館時間を変更する場合などが該当する。答申とは、市長から諮問

された事項を地域協議会で話し合い、その結果を市長に対して返すことである。市長は、地域協議会の答申を尊重し、これを踏まえて方針決定を行うが、答申の内容によっては、全市的な市政の取組状況や財政状況を踏まえ、地域協議会の意見と異なる取り扱いをする場合もある。そのような場合には、市長は地域協議会にその理由を説明することとしている。

13 ページでは、地域協議会の活動事例を紹介している。地域の団体などとの意見交換や先進地視察などに取り組む地域協議会もある。まちづくりの先進地視察や有識者を招いた研修会を行うための予算も用意しているので、充実した話し合いに向け活用いただきたい。

地域協議会の運営が円滑かつ有意義なものとなるよう、市では、14 ページに掲載する各種取組を実施することとしている。

【大島所長】

- ・ 会議の開会を宣言

【萬羽主任】

- ・ 12 人の出席があり、上越市地域自治区の設置に関する条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・ 同条例第 8 条第 1 項ただし書きの規定により、会長が選任されるまで、議長は南部まちづくりセンター所長が務めることを報告

— 次第 2 委員自己紹介 —

【大島所長】

次第 2 委員自己紹介に入る。名簿順に自己紹介を求める。

- ・ 各委員による自己紹介
- ・ 南部まちづくりセンター職員の紹介

— 次第 3 協議事項（1）会長、副会長の選任 —

【大島所長】

次第3 協議事項（1）会長、副会長の選任に入る。

上越市地域自治区の設置に関する条例第6条の規定により、会長、副会長は委員のうちから選任することとなっている。

まず、①会長の任期、選任についてである。会長の役割としては、会議日程の決定、事前の打ち合わせ、会議での議事進行や意見集約の他、会長会議などの会議への出席がある。

会長及び副会長の任期は、地方自治法第202条の6第3項において、地域協議会の構成員の任期によると規定されている。地域協議会委員の任期は、上越市地域自治区の設置に関する条例第5条第5項において、委員の任期は4年と規定されていることから、会長及び副会長の任期は4年となる。三郷区地域協議会をリードしていただける方がいらっしゃれば、ぜひ立候補いただきたい。また、この方がふさわしいと思う候補者がいたら、ご推薦をいただきたい。いかがか。

【保坂委員】

うまくできるかどうか分からないが、今までの流れを踏まえた上で皆さんと協力しながら、会長職を4年間やっていきたい。会長職に立候補する。

【大島所長】

他にはいかがか。

- ・立候補、推薦なし

他にないようなので、今ほど立候補いただいた保坂委員を会長に選任することについて、挙手にて決をとることとしてよろしいか。

（よしの声）

それでは、保坂委員が会長となることに賛成の方の挙手を求める。

（賛成多数）

条例では、会議の議事は出席委員の過半数で決することとされているので、保坂委員が会長に決定した。保坂会長から一言あいさつをお願いします。

【保坂会長】

私は、区外に出ていた時期もあるが、基本的に生まれてからずっと三郷区にいる。

世の中の動きに合わせて、この激動の時代を何とかしていきたい。しかし、1人ではできないので、皆さんと一緒に知恵を絞りながら取り組んでいく、そんな場に来てきたらと思っている。ぜひ、お力を貸していただきたい。

【大島所長】

条例の規定により、今後の議長は保坂会長にお願いする。これから保坂会長と事務局で進行についての打ち合わせの時間をいただきたい。その間休憩とする。

— 休憩 —

【保坂会長】

議事を再開する。

次に副会長の選任について、事務局に説明を求める。

【大島所長】

副会長は、会長を補佐し、会長がいない場合は会長代理となる。任期は会長同様4年になる。副会長の人数について取り決めはないが、2人選任している区と1人選任している区がある。三郷区では、前回2人選任していた。

【保坂会長】

副会長の選任について、皆さんの意見を求める。まず、人数についてである。他の地区では、副会長1人というところもあるが、私自身はこれまで男性1人、女性1人という体制を経験し、人数が多いほどいろいろな意見も出てくるので、副会長2人体制がよいと個人的に思っている。これまで同様2人でよろしいか。

(よしの声)

では、2人で決定する。

選出にあたり、立候補または推薦はないか。本日、初めて顔を合わせて、推薦といってもなかなか難しいと思うが、いかがか。

【小山委員】

副会長に立候補させていただく。

【保坂会長】

小山委員から立候補していただいた。もう1人、できれば男性からいかがか。もし、推薦がなければ、会長の方で推薦してもよろしいか。私は、まだ皆さんのことをよく存じ上げていないが、片山委員いかがか。地元の方ではないが、町内の役員を務められているというお話もあり、いろいろな視点で三郷区のことを見ていただけるとよいと思う。副会長をお願いできないか。

【片山委員】

承知した。

【保坂会長】

では、小山委員と片山委員に副会長をお願いする。片山副会長と小山副会長から一言ずつあいさつをお願いする。

【片山委員】

まだ、こちらに住んで間もないので、非常に不安もある。しかしながら、今回、副会長の任を与えられたので、しっかり会長を補佐し、皆さんのご希望やご要望に少しでも応えられるように頑張りたいと思う。

【小山副会長】

少しでも三郷区を活性化し、よりよい三郷区になるように努力するので、皆さんのご協力をお願いしたい。

【保坂会長】

以上で、次第3 協議事項（1）会長、副会長の選任を終了する。

— 次第3 協議事項（2）地域協議会の運営について —

【保坂会長】

次第3 協議事項（2）地域協議会の運営についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

・資料No.3により説明

資料 No. 3 は、地域協議会の運営に関する決めごとについてまとめたものである。中央にこれまでの状況という欄があり、これまで三郷区地域協議会で決めていた事項を載せているので、その内容を含めて順番に説明させていただく。

まず、会長、副会長の選任については、先ほど決定していただいた。

次に、議長の投票権については、これまで議長の投票権はなしという取扱いであった。

次に、会議の座席順については、これまで正副会長を除いて名簿順としていた。

次に、会議の招集請求に必要な委員数については、おおむね他の地域協議会でも共通で委員数の4分の1以上としており、三郷区の場合は3人としていた。

次に、会議録の確認者についてである。会議録の確認者とは、地域協議会の終了後、まちづくりセンターが作成する会議録の内容を確認いただく委員のことである。これまで会議ごとに正副会長を除いて名簿順で2人の委員をお願いしていた。

次に、会議の開催方法については、これまで不定期で原則火曜日に開催することとしており、時間は午後6時30分から、会場は三郷地区公民館であった。

次に、書面による審議についてである。書面による審議とは、滅多にないケースであるが、会議の開催が困難な状況下で、諮問や審議しなければならない事柄がある場合に書面をもって審議を行うということである。例えば、会場の使用が困難になるなど、物理的に開催できない場合や、緊急の案件で会議を開催するいとまがない場合などが想定される。これまで書面審議の実施の判断は、正副会長の協議により会長が決定することとしていた。表決方法については、過半数の意思表示をもって議決があったものとしていた。

以上がこれまでの運営状況である。これらを参考にして、改選後の委員の皆さんから、今後4年間の運営方法についてご協議いただきたい。

【保坂会長】

協議すべき事項がたくさんあるので、いくつかまとめて協議していきたい。

資料No.3の表の上から、議長の投票権、会議の座席順、会議の招集請求に必要な委員数の3点について、これまで同様でよろしいか。

(よしの声)

それでは、これまで同様とする。

次に、会議録の確認者については、これまで正副会長を除き名簿順に2人の委員に確認をお願いしてきた。意見がなければ、これまで同様でよろしいか。

(よしの声)

それでは、会議録の確認者は、これまで同様正副会長を除き名簿順に2人とする。ただし、欠席があった場合は、次の人に順番を送り、次回順番を戻して確認をお願いするという形で進めていく。本日の会議録の確認は、稲葉恵子委員と稲葉里美委員にお願いする。

次に、会議の開催方法については、これまで不定期で原則火曜日に開催していた。前期の委員の皆さんの勤務の関係などを踏まえ、そのような運用にしていた。今期、定例とするか、不定期とするかを含めて皆さんのご意見をいただきたい。時間については、これまで午後6時30分開始としてきたが、それについても、ご意見をいただきたい。

【上原委員】

私は定期、不定期どちらでも問題ない。1か月くらい前に日程が分かっていたら、それに合わせたいと思う。

【渡部委員】

事前に日程が分かっていたら、ある程度仕事の都合をつけられるが、交代勤務なので、出席できないときは事前にお知らせする。急きょ勤務交代というのもありうる職場なので、定期にしても皆さんが集まれば、私は大丈夫である。

【保坂会長】

仕事の関係でこの曜日は都合が悪いという事情があれば、配慮したいと思うがよろしいか。

・意見なし

これまで第4火曜日に開催していたことが多いが、個人的に6月の第4火曜日はすでに別の会議が入っていて出席できない。例えば、原則第4火曜日で定例化し、6月のみ第3火曜日とすることは可能か。

(よしの声)

お勤めの方もいらっしゃるので、原則第4火曜日で定例化し、大体月1回のペースで開催する。もし、都合によりその日は出席できないという委員が多くいる場合には、あらかじめ皆さんで相談し、その月は第3火曜日に開催するというような形で決めていきたいと思う。

それでは、会議の開催日時は、原則毎月第4火曜日午後6時30分からとする。ただし、6月については、第3火曜日の午後6時30分からということでお願いしたい。

次に、会議の会場については、これまで同様三郷地区公民館でよろしいか。

(よしの声)

それでは、会場は三郷地区公民館とする。

次に、書面による審議についてである。地域協議会が通常開催できない場合、正副会長の協議により会長が決定することとしていた。滅多にないと思われるが、例えば、新型コロナウイルス感染症のような事態が起きた場合、書面による審議の実施を判断することとなる。これまで同様でよろしいか。

(よしの声)

それでは、書面による審議についてはこれまで同様とする。

以上で、次第3 協議事項(2) 地域協議会の運営についてを終了する。

— 次第3 協議事項(3) 地域協議会だよりの編集方法について —

【保坂会長】

次第3 協議事項(3) 地域協議会だよりの編集方法について入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

三郷区では、これまで地域協議会だよりを年3回から4回、広報上越の発行のタイミングに合わせて発行し、三郷区内の町内に全戸配布していた。事務局が原稿の原案を作成し、編集委員から内容などについてご意見をいただいていた。前期の編集委員は、正副会長に4年間務めていただいた。

本日は、編集委員の人数と任期を決定し、その後編集委員を選任していただきたい。これまで同様であれば、正副会長ということになる。また、地域協議会だよりの発行回数と時期、内容については編集委員に一任いただければと考えている。

【保坂会長】

説明について、質疑を求める。

・質疑なし

編集委員の人数と任期について、これまで同様正副会長が4年間務めるということとよろしいか。

(よしの声)

それでは、編集委員は正副会長が4年間務めることとする。事務局が作成した原稿の原案を確認するというのが編集委員の主な役割になるので、よろしくお願ひしたい。

次に、発行回数、発行時期、編集内容についてに入る。これらを編集委員に一任することについて、意見を求める。

・意見なし

地域協議会がどのような活動を行っているのか、地域の皆さんにより分かりやすく伝えられるような内容にしていきたい。

発行回数、発行時期、編集内容について、これまで同様編集委員に一任ということとよろしいか。

(よしの声)

それでは、発行回数、発行時期、編集内容は編集委員に一任とする。

以上で、次第3 協議事項(3) 地域協議会だよりの編集方法についてを終了する。

— 次第3 協議事項(4) 自主的審議事項の提出方法について —

【保坂会長】

次第3 協議事項(4) 自主的審議事項の提出方法についてに入る。

事務局に説明を求める。

【大島所長】

- ・資料 No. 4 により説明

委員の発意で自主的審議を協議会に提案する場合、自主的審議に係る提案書を協議会開催予定日の14日前までに事務局に提出することとしていた。それについて協議いただきたい。

【保坂会長】

説明について、質疑を求める。

- ・質疑なし

実際のところ、これまで提案書を提出して自主的審議事項の検討を始めるというよりも、皆さんの中で話し合いをしながら検討を進めてきた。今後、提案書を書面により提出したい場合は、会議開催日の14日前までに事務局へ提出するということをご承知おきいただきたい。

それでは、自主的審議事項の提出方法は、事務局説明のとおりでよろしいか。

(よしの声)

地域協議会の運営に関して、他に決めなければならない事項はあるか。

- ・意見なし

今後、何か疑問点出てきたら、その都度皆さんで話し合い、会議のよりよい形を求めていきたいと思っている。

以上で、次第3 協議事項(4) 自主的審議事項の提出方法についてを終了する。

— 次第4 報告事項(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定について —

【保坂会長】

次第4 報告事項(1) 農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてに入る。

事務局に説明を求める。

【萬羽主任】

- ・当日配布資料No.1により説明

地域計画とは、令和5年4月の農業経営基盤強化促進法の改正により、現在、全国の市町村で策定に取り組んでいるものである。人口減少や高齢化が進むにつれ、農業従事者が減少し、地域の農地を維持していくことが年々難しくなっている状況を踏まえ、国では、人と農地の問題を地域で解決していくための将来予想図を作り、地域で共有していくことが重要と考え、地域計画の策定を市町村に義務化した。

地域計画は、市街化区域の高田区、直江津区を除く市域を対象に、令和5、6年度の2年間で策定することとなっており、本市においては、地域自治区ごとに26計画を策定する予定である。

計画の策定にあたっては、現在農業に携わっている皆様と一緒に、将来の地域農業の在り方に関して話し合うとともに、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図としてまとめる。

三郷区における地域計画の取組の具体的な進め方としては、農業者の皆様、JAえちご上越、関川水系土地改良区、県、市が一堂に会し、将来の地域農業を話し合う場として、地域懇談会を2回から3回程度予定しており、1回目を6月中旬頃に開催し、8月上旬を目途に計画をまとめていきたいと考えている。

【保坂会長】

これから市の担当が地域に入って計画を作成されるということで、皆さんご承知おきいただければと思う。

以上で、次第4 報告事項（1）農業経営基盤強化の促進に関する計画「地域計画」の策定についてを終了する。

— 次第5 その他（1）今後の会議日程 —

【保坂会長】

次第5 その他（1）今後の会議日程に入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

- ・今後の地域協議会の日程連絡

令和6年度第2回地域協議会：6月18日（火）午後6時30分から

会場：三郷地区公民館

— 次第5 その他（2）事務連絡 —

【保坂会長】

次第5 その他（2）事務連絡に入る。

事務局に説明を求める。

【小池副所長】

連絡事項が3点ある。

1点目は、本日配布した地域協議会委員の委員証についてである。所属する地域自治区、任期を証明するものであり、地域での委員活動などにおいて、身分証明となるので携行いただきたい。

2点目は、本日配布した地域協議会だよりに掲載する委員の抱負の原稿依頼についてである。地域協議会だよりの初月号において、委員の抱負を掲載させていただきたい。依頼文裏面の前期委員の抱負を参考にご覧いただきながら、6月10日（月）正午までに南部まちづくりセンターへFAXやメール等で提出をお願いしたい。

3点目は、費用弁償についてである。会議1回当たり1,200円の費用弁償を指定の口座に振り込みさせていただく。5月8日の任命書交付式についても、費用弁償の対象となるので、出席された方にはその分の費用弁償も口座に振り込みさせていただく。振込の案内は送付しないので、後日口座で確認をお願いしたい。

- ・配布資料

男女共同参画推進センターチラシ

ウィズじょうえつからのおたより

【保坂会長】

- ・事務局の説明に対し、質疑を求めるがなし
- ・全体を通して質疑を求めるがなし

1回目でいろいろな資料がたくさんあり、新しい言葉も出てきたりということで、なかなか頭の中が整理できない部分もあるかもしれないが、また何かお気づきの点があれば、次回持ち寄っていただきたい。

【保坂会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

総合政策部 地域政策課 南部まちづくりセンター

TEL : 025-522-8831 (直通)

E-mail : nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせて御覧ください。